

厚生労働省 宮崎労働局発表  
令和4年6月17日

【照会先】

宮崎労働局 労働基準部 健康安全課  
課長 新盛 末弘  
地方産業安全専門官 木野宮柔剛  
(電話番号) 0985-38-8835  
(時間外) 0985-44-0641

## 令和4年度全国安全週間を前に宮崎労働局長による安全点検

～労働局長が建設工事現場の公開安全パトロールを実施します～

宮崎労働局（局長 たなかだいすけ 田中大介）は、全国安全週間を前に管内の建設工事現場の安全管理体制や安全活動の状況について確認し、労働災害防止対策のより一層の徹底を要請するとともに、広く県内の事業場において職場の総点検や安全衛生活動の重要性の意識付けに繋げるべく、パトロールを実施するものです。

厚生労働省では、今年度も全国安全週間（第95回）を中央労働災害防止協会と共同で主唱し、別添1の「令和4年度全国安全週間実施要綱」に基づき、令和4年7月1日から7月7日までを全国安全本週間、6月1日から6月30日までを準備期間として、企業をはじめ関係各界での安全意識の高揚と安全活動の定着を図ることとしています。

### 1 労働局長による公開安全パトロールについて

- ・日 時 令和4年6月23日（木）午前10時00分～12時00分
- ・集合場所 吉原建設（株）（仮称）ポレスター宮崎橋通り新築工事  
（宮崎市橋通東2丁目103,104-1） ※別紙1参照
- ・パトロール現場概要 地上14階建ての鉄筋コンクリート造のマンションの新築工事
- ・実施機関 宮崎労働局 及び 宮崎労働基準監督署
- ・取材申込 別紙2「取材申込書」を6月21日（火）午後5時15分までに、宮崎労働局労働基準部健康安全課あて FAX 送信をお願いします。

**【取材に関するお願い】**

当日の取材に当たっては、①引っ掛かりのない動きやすい上下服、②ヘルメット（こちらでも多少準備していますが、できる限りご持参ください。）③安全靴又は運動靴、④腕章等マスコミ関係者であることがわかるものの着用をお願いします。また、当日はマスクの着用等、新型コロナウイルス感染防止対策へのご協力をお願いします。⑤工事現場の駐車場は狭隘なため、宮崎合同庁舎南側駐車場を利用ください。

**(添付資料)**

別添 1 令和 4 年度全国安全週間実施要綱

別添 2 令和 4 年度全国安全週間リーフレット（宮崎労働局版）

# パトロール現場案内図



## 『宮崎労働局長による建設工事現場のパトロール』

## 取材申込書

ファックス送付先 0985-38-8830

宮崎労働局労働基準部健康安全課（担当 木野宮）あて

取材申込者名簿	
報道機関名	TEL( )
職 名	氏 名

中止の場合の連絡先 TEL ( )

※不足するヘルメットの数 \_\_\_\_\_ 個

## 令和4年度全国安全週間実施要綱

## 1 趣 旨

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で95回目を迎える。

この間、事業場では、労使が協調して労働災害防止対策が展開されてきた。この努力により労働災害は長期的には減少してきたが、近年、就業人口の高齢化による高年齢労働者の労働災害や、転倒や腰痛といった、労働者の作業行動に起因する労働災害が顕著に増加していることから、労働災害全体の件数が再び増加に転じている状況である。さらに、死亡災害も令和3年は増加に転じるなど予断を許さない状況にある。

このような状況において労働災害を減少させるためには、事業者・労働者双方が労働災害防止のための基本ルールを徹底し、またそれらを遵守・実行するための時間的・人道的に余裕を持った業務体制を構築することが重要である。そのため、令和4年度の全国安全週間は、以下のスローガンの下で取り組む。

**安全は 急がず焦らず怠らず**

## 2 期 間

7月1日から7月7日までとする。

なお、全国安全週間の実効を上げるため、6月1日から6月30日までを準備期間とする。

## 3 主唱者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

## 4 協賛者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

## 5 協力者

関係行政機関、地方公共団体、安全関係団体、労働組合、経営者団体

## 6 実施者

各事業場

## 7 主唱者、協賛者の実施事項

全国安全週間及び準備期間中に次の事項を実施する。実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策にも留意する。

- (1) 安全広報資料等を作成し、配布する。
- (2) 様々な広報媒体を通じて広報する。
- (3) 安全パトロール等を実施する。
- (4) 安全講習会や、事業者間で意見交換し、好事例を情報交換するワークショップ等

を開催する。

- (5) 安全衛生に係る表彰を行う。
- (6) 「国民安全の日」(7月1日)の行事に協力する。
- (7) 事業場の実施事項について指導援助する。
- (8) その他「全国安全週間」にふさわしい行事等を行う。

## 8 協力者への依頼

主唱者は、上記7の事項を実施するため、協力者に対して、支援、協力を依頼する。

## 9 実施者が準備期間中及び全国安全週間に実施する事項

安全文化を醸成するため、各事業場では、全国安全週間及び準備期間を利用し、次の事項を実施する。実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策にも留意する。

- (1) 安全大会等での経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚
- (2) 安全パトロールによる職場の総点検の実施
- (3) 安全旗の掲揚、標語の掲示、講演会等の開催、安全関係資料の配布等の他、ホームページ等を通じた自社の安全活動等の社会への発信
- (4) 労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付、職場見学等の実施による家族への協力の呼びかけ
- (5) 緊急時の措置に係る必要な訓練の実施
- (6) 「安全の日」の設定の他、準備期間及び全国安全週間にふさわしい行事の実施

## 10 実施者が継続的に実施する事項

全国安全週間における取組をより効果的にするためにも、事業者は、準備期間及び全国安全週間以外についても、以下の事項を継続的に実施する。

- (1) 安全衛生活動の推進
  - ① 安全衛生管理体制の確立
    - ア 年間を通じた安全衛生計画の策定、安全衛生規程及び安全作業マニュアルの整備
    - イ 経営トップによる統括管理、安全管理者等の選任
    - ウ 安全衛生委員会の設置及び労働者の参画を通じた活動の活性化
    - エ 労働安全衛生マネジメントシステムの導入等によるPDCAサイクルの確立
  - ② 安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等
    - ア 経営トップから第一線の現場労働者までの階層別の安全衛生教育の実施、特に、雇入れ時教育の徹底及び未熟練労働者に対する教育の実施
    - イ 就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務での有資格者の充足
    - ウ 災害事例、安全作業マニュアルを活用した教育内容の充実
    - エ 労働者の安全作業マニュアルの遵守状況の確認
  - ③ 自主的な安全衛生活動の促進
    - ア 発生した労働災害の分析及び再発防止対策の徹底
    - イ 職場巡視、4S活動(整理、整頓、清掃、清潔)、KY(危険予知)活動、ヒヤリ・ハット事例の共有等の日常的な安全活動の充実・活性化
  - ④ リスクアセスメントの実施

- ア リスクアセスメントによる機械設備等の安全化、作業方法の改善
- イ SDS（安全データシート）等により把握した危険有害性情報に基づく化学物質のリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の推進

⑤ その他の取組

- ア 安全に係る知識や労働災害防止のノウハウの着実な継承
- イ 外部の専門機関、労働安全コンサルタントを活用した安全衛生水準の向上
- ウ 「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」に基づく、安全衛生に配慮したテレワークの実施

(2) 業種の特性に応じた労働災害防止対策

① 小売業、社会福祉施設、飲食店等の第三次産業における労働災害防止対策

- ア 全社的な労働災害の発生状況の把握、分析
- イ 経営トップが先頭に立って行う安全衛生方針の作成、周知
- ウ 職場巡視、4S活動（整理、整頓、清掃、清潔）、KY（危険予知）活動、ヒヤリ・ハット事例の共有等の日常的な安全活動の充実・活性化
- エ 安全衛生担当者の配置、安全衛生教育の実施、安全意識の啓発

② 陸上貨物運送事業における労働災害防止対策

- ア 荷台等からの墜落・転落防止対策、保護帽の着用
- イ 積み卸しに配慮した積付け等による荷崩れ防止対策の実施
- ウ 歩行者立入禁止エリアの設定等によるフォークリフト使用時の労働災害防止対策の実施
- エ トラックの逸走防止措置の実施
- オ トラック後退時の後方確認、立入制限の実施

③ 建設業における労働災害防止対策

ア 一般的事項

- (ア) 足場等からの墜落・転落防止対策の実施、手すり先行工法の積極的な採用、改正された法令に基づくフルハーネス型墜落制止用器具の適切な使用
- (イ) 職長、安全衛生責任者等に対する安全衛生教育の実施
- (ウ) 元方事業者による統括安全衛生管理、関係請負人に対する指導の実施
- (エ) 建設工事の請負契約における適切な安全衛生経費の確保
- (オ) 輻輳工事における適正な施工計画、作業計画の作成及びこれらに基づく工事の安全な実施
- (カ) 一定の工事エリア内で複数の工事が近接・密集して実施される場合、発注者及び近接工事の元方事業者による工事エリア別協議組織の設置

イ 自然災害からの復旧・復興工事における労働災害防止対策

④ 製造業における労働災害防止対策

- ア 機械の危険部分への覆いの設置等によるはさまれ・巻き込まれ等防止対策の実施
- イ 機能安全を活用した機械設備安全対策の推進
- ウ 作業停止権限等の十分な権限を安全担当者に付与する等の安全管理の実施
- エ 高経年施設・設備の計画的な更新、優先順位を付けた点検・補修等の実施
- オ 製造業安全対策官民協議会で開発された、多くの事業場で適応できる「リスクアセスメントの共通化手法」の活用等による、自主的なリスクアセスメントの実施

⑤ 林業の労働災害防止対策

- ア チェーンソーを用いた伐木及び造材作業における保護具、保護衣等の着用並

びに適切な作業方法の実施

イ 木材伐出機械等を使用する作業における安全の確保

(3) 業種横断的な労働災害防止対策

① 高年齢労働者、外国人労働者等に対する労働災害防止対策

ア 「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づく措置の実施

イ 母国語教材や視聴覚教材の活用等、外国人労働者に理解できる方法による安全衛生教育の実施

ウ 派遣労働者、関係請負人を含めた安全管理の徹底や安全活動の活性化

エ 派遣労働者における派遣元・派遣先責任者間の連絡調整の実施

② 転倒災害防止対策（STOP！転倒災害プロジェクト）

ア 作業通路における段差や凹凸、突起物、継ぎ目等の解消

イ 照度の確保、手すりや滑り止めの設置

ウ 危険箇所の表示等の危険の「見える化」の推進

エ 転倒災害防止のため安全衛生教育時における視聴覚教材の活用

オ 耐滑性や重量バランスに優れた、転倒防止に有効な靴の着用

③ 交通労働災害防止対策

ア 適正な労働時間管理、走行計画の作成等の走行管理の実施

イ 飲酒による運転への影響や睡眠時間の確保等に関する安全衛生教育の実施

ウ 災害事例、交通安全情報マップ等を活用した交通安全意識の啓発

エ 飲酒、疲労、疾病、睡眠、体調不良の有無等を確認する乗務開始前の点呼の実施

④ 熱中症予防対策（STOP！熱中症 クールワークキャンペーン）

ア 熱中症初期症状の把握から緊急時対応までの体制整備

イ 計画的な暑熱順化期間（熱に慣れ、その環境に適応する期間）の設定

ウ 自覚症状の有無にかかわらず水分・塩分の積極的摂取の徹底

エ 熱中症の発症に影響を与えるおそれのある疾患（糖尿病等）を有する者に対する配慮、日常の健康管理、当日の作業開始前の健康状態の確認、暑熱順化が不足していると考えられる者の把握

オ 熱中症予防に関する教育の実施

カ 異常時の速やかな病院への搬送や救急隊への要請

キ 熱中症予防管理者の選任と職場巡視等





# 令和4年度 全国安全週間

本週間 7月1日～7月7日  
準備期間 6月1日～6月30日

**報告書の作成が Web でできます**

以下6つの報告様式は、インターネット上で作成できます。入力項目の説明を確認しながら入力ができる他、入力データを保存すると次回報告時に再利用できます。

- 心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書（ストレスチェック報告書）
- 総括安全衛生管理者・安全管理者衛生管理者・産業医選任報告
- 労働者死傷病報告（休業4日以上）
- 定期健康診断結果報告書
- 有機溶剤等健康診断結果報告書
- じん肺健康管理実施状況報告

安全衛生 入力支援

## 安全週間スローガン「安全は 急がず焦らず怠らず」

全国安全週間は「人命尊重」という基本理念の下、労働災害を防止するために、産業界での自主的な活動の推進と、職場での安全に対する意識を高め、安全を維持する活動の定着を目的としています。昭和3年に初めて実施されて以来、今年で95回目を迎えます。宮崎県内では平成30年から令和3年まで**4年連続で労働災害が増加**しており、令和3年の死傷者数**1,687人**は平成11年と同程度まで落ち込みました。長期的に減少してきた労働災害が、近年、**20年以上前の水準まで逆行して増加している事態**となっています。

増加の急所となっているポイントを理解し、全国安全週間を契機に職場で効果的な対策を講じましょう。

[全国安全週間や準備期間中の実施事項等を記載した実施要綱全文](#)



## STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン



キャンペーン期間: 5月1日 ~ 9月30日  
準備期間: 4月 / 重点取組期間: 7月

職場における熱中症予防情報

熱中症警戒アラート

- 1 日々のWBGT値(暑さ指数)把握!
- 2 当日朝に作業員の体調確認!
- 3 1週間の暑熱順化(慣らし)期間を!
- 4 水分・塩分の定期的な補給!
- 5 一人作業を避け、こまめな休憩を!
- 6 空調服・クールベスト等の涼しい服装で!

安全教育用の  
動画&クイズ  
公開中!



ポータルサイト

### 動画 漫画

新人や外国人への安全教育に視聴覚教材の活用を!

新入社員は作業への不慣れという要素から労働災害のリスクが高く、入社後の安全衛生教育が極めて重要です。視覚的・直感的で分かりやすい動画やマンガの教材を**多言語・分野別**で公開中ですので、新人教育にご利用ください。[動画の閲覧・ご利用](#)



動画やマンガはすべて社内でも自由利用でき、**介護業、小売業、外食業、清掃業**など第三次産業のテーマも充実しています

**まんがでわかる** 日本国語検定  
介護業の安全衛生

[マンガのご利用\(18分野×11~14言語\)](#)



### 新型コロナウイルス感染症の拡大防止

まずは「取組の5つのポイント」の確認を。未実施の事項については「対策の実践例」を参考に対応を検討・実施しましょう!

[5つのポイント・対策の実践例の詳細](#)



他社の「見える化」事例が集まっています

### 優良 事例



令和3年度「見える」安全活動コンクール  
各社の取組事例742件を分野別に閲覧できます

### エイジフレンドリー補助金の活用で職場環境改善

### 補助 金



高齢労働者(60歳以上)の労働災害は令和3年に県内521件で、全体の**31%**と割合を大きく占めています。補助金を活用して手すり・スロープ工事、エアコン設置等、高齢労働者のための職場環境改善を!  
**補助金申請の受付開始! 令和4年10月末まで**



### 転倒 腰痛

転倒・腰痛災害防止に取り組みましょう!

県内では転倒災害が最多で発生しており、令和3年は417件で全体の**25%**を占めています。転倒災害の主な原因は、滑り、つまづき、踏み外しです。また、腰痛災害は介護業務を行う社会福祉施設で多発しており、課題となっています。**転倒が骨折につながったり、深刻な腰痛になることで長期休業せざるを得ない**など、「転倒や腰痛くらいで…」といえない状況になっています。

厚生労働省では吉本興業とコラボし、人気芸人による**転倒・腰痛予防のユニークな動画を配信**中です。その他、掲示用のピクトグラムや社内教育に使える教材もダウンロードできる特設ページを公開しています。職場の安全衛生活動や社内教育にぜひご利用ください。

[動画や各種資料の閲覧・ご利用](#)



6月は「STOP! 転倒災害プロジェクト」の重点取組期間です。

### 注意!!

規格不適合のフルハーネスが販売されています!

令和4年1月2日から墜落制止用器具(安全帯)の新規格が完全施行となり、旧規格の安全帯は使用できなくなりました。しかし現在、ネットショッピングを中心に**違法なフルハーネスの販売が確認されています**。厚生労働省は確認された違法製品を公表しておりますので、自社で使用している製品がこれに該当する場合は直ちに使用を中止してください。

[厚生労働省が公表している規格不適合の墜落制止用器具一覧](#)



主唱 宮崎労働局 宮崎労働基準監督署 延岡労働基準監督署 都城労働基準監督署 日南労働基準監督署  
協賛 (公社)宮崎労働基準協会 建設業労働災害防止協会宮崎県支部 林業・木材製造業労働災害防止協会宮崎県支部  
陸上貨物運送事業労働災害防止協会宮崎県支部 (公社)建設荷役車両安全技術協会宮崎県支部  
(独)労働者健康安全機構 宮崎産業保健総合支援センター

## 宮崎県産業安全衛生大会

とき 令和4年11月16日(水)13時30分~  
ところ 宮崎市佐土原総合文化センター

## 全国産業安全衛生大会

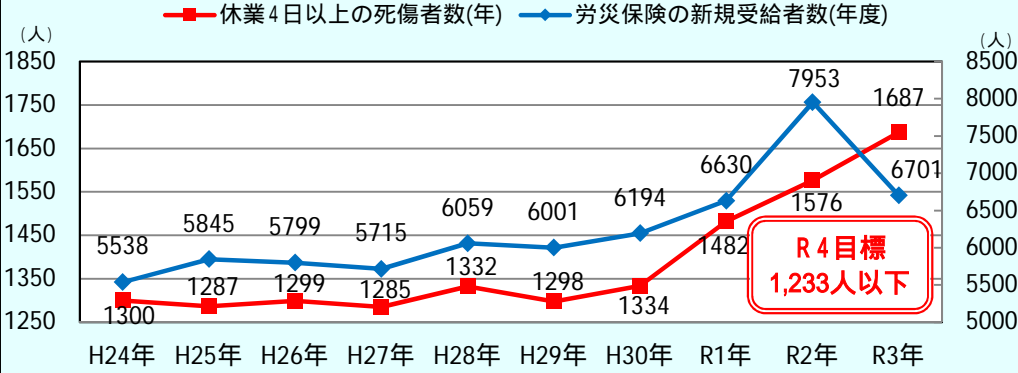
とき 令和4年10月19日(水)~21日(金)  
ところ マリンメッセ福岡、福岡国際会議場(福岡県福岡市)

今後の新型コロナウイルス感染症の状況等によって延期又は中止される場合があります。

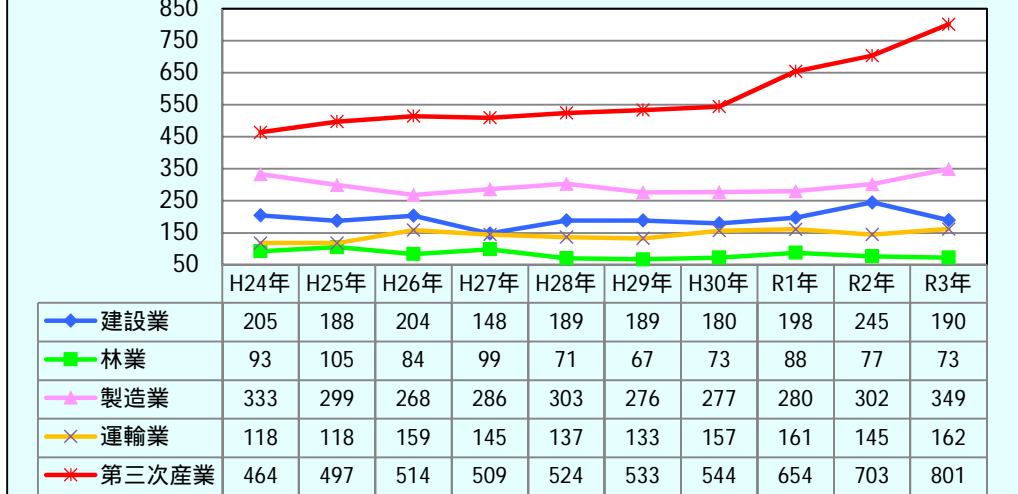


# 宮崎県内における労働災害の現状

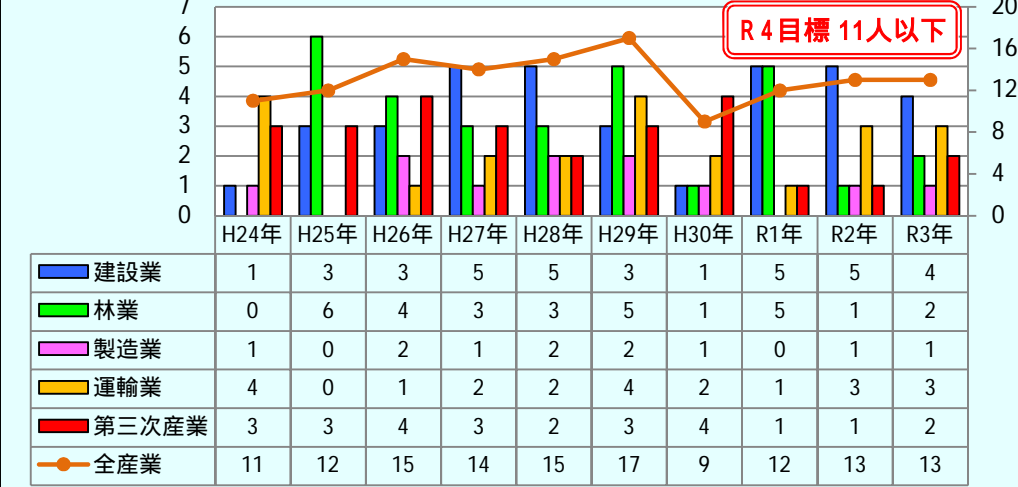
## 労働災害死傷者数の推移



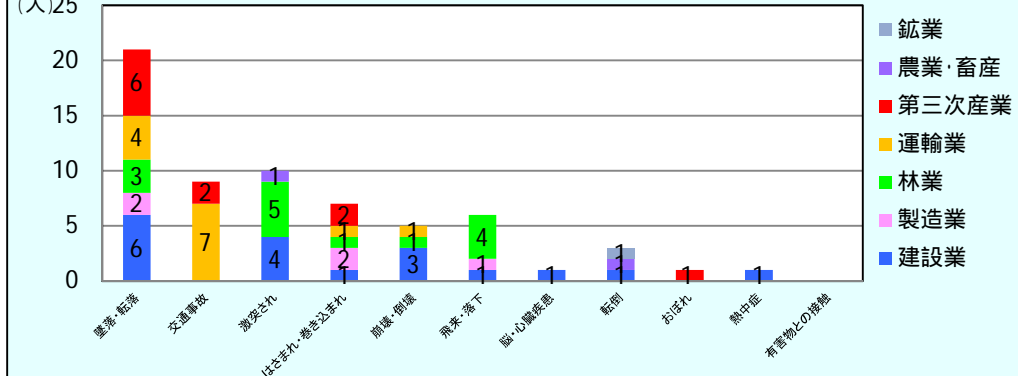
## 主要産業別死傷者数（休業4日以上）の推移



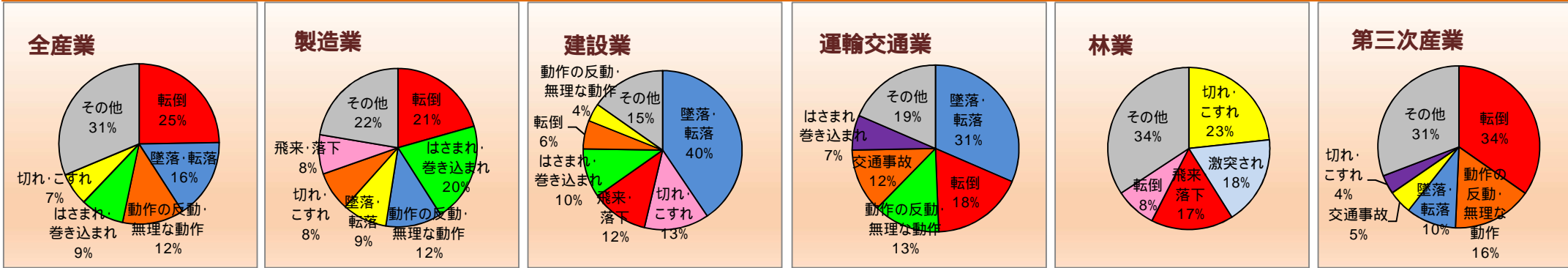
## 全産業及び主要産業別死亡者数の推移



## 業種別・事故の型別死亡災害発生状況（H29～R3）



## 令和3年 業種別・事故の型別 労働災害発生状況（休業4日以上・県内）



## 令和3年死亡災害の発生状況

番号	業種	年齢	災害発生状況
1	道路貨物運送業	40代	アルミバン車を使用し、被災者はドライバーと2名で配送作業を行っていた。積荷（化粧板を段ボールで包装した荷（185cm×93cm×3cm、重量19.3kg）×20口、重量386kg）が倒れないよう、被災者が荷台で押えた状態で走行していたが、配達先に到着してドライバーが荷台のシャッターを開けたところ、積荷と荷台の隙間に倒れている被災者を発見した。
2	土木工事業	60代	林道の復旧工事において、地山の一部分が崩落し、下方でロープ高所作業により法面の浮石等の除去を行っていた被災者2名に落下した。被災者1名が死亡、1名が負傷した。
3	道路貨物運送業	60代	パルク車（飼料運搬車）のドライバーが飼料倉庫に入ったところ、床に倒れている被災者を発見した。被災者が倒れていた周辺にはフレコンバックが1段から2段積まれており、後頭部左側打撲による脳障害により被災者は死亡したことから、フレコンバック上で作業又は移動していた際に落下したものと推定される。
4	林業	70代	杉の主伐現場において、被災者を含む作業員4名でスイングヤードによる集材作業等を行い、被災者は荷掛けを行っていた。被災者が荷掛けの待ち時間にチェーンソーを使用して杉（胸高直径約24cm、樹高約16.9m）を伐倒したところ、伐倒木が近隣の木の上へ倒れて退避中の被災者の方向へ滑り、被災者に元口が激突し、さらに付近の倒木との間に胸部を挟まれ死亡した。
5	建築工事業	60代	鉄筋コンクリート造建築物の改修工事において、建築物内に設けられた棚足場上で天井部分の建築部材等の解体及び廃材の搬出作業を行っていたところ、被災者は棚足場の床に開けてあった開口部（廃材を地上に投げ落とすために床付き布枠2枚を取り外してできたもの。0.84m×1.80m）から約13m下のコンクリート地盤に墜落し、死亡した。
6	畜産業	30代	自然交配させるため、種牛1頭と母牛9頭を牛舎の同じ柵内（4.4m×16mの鉄柵）に入れていたところ、柵内の種牛の近くで倒れている被災者が発見された。
7	道路貨物運送業	40代	被災者は3トトラックを運転し、宮崎市から日南市へ向かうために県道28号線を走行中、午前4時30分頃に対向車線の乗用車と正面衝突した。
8	林業	50代	皆伐現場において、伐木作業に従事していた被災者が、伐根（杉A）の横で根返りを起こして倒れている杉B（樹高約12m、胸高直径約10cm）の下敷きになった状態で発見された。杉Aと杉Bはつるで繋がっていた。
9	ビルメンテナンス業	50代	複合施設の窓の清掃作業において、被災者は建物の地上5階上部（高さ約39m）にある鉄骨にメインロープ（長さ約50m）を二つ折りにして緊結後、メインロープに取り付けたブランコに乗り降下した。その後、ドスンと音がしたため、同僚が地上を見たところ、ブランコとともに被災者が落下していた。
10	自動車小売業	60代	被災者は10トトラックの点検整備を行うため、エアーストラクジャッキを用いて車両前方及び助手席側後方の車体を上げ、車体シャーシ部に数本の支え棒を入れてから車体下部に潜り込んでいたところ、車体がジャッキ支点から滑動して落下し、後輪トルクロッド部に胸部を挟まれた。
11	機械修理業	60代	移動式クレーン（つり上げ重量50t）の不具合の確認作業において、被災者は同僚ら3名が作業を行っていたのを近くの地上から見ていた。同僚1名が移動式クレーンの左後部に入り、油圧計を取り付ける準備をしていたところ、後ろから「ドスン」と音がしたため、振り返ると移動式クレーンの左側後輪の傍に被災者が倒れていた。被災者は同僚に近づいたため、何らかの理由で移動式クレーンに上ったところ、車体上から墜落したものと推定される。
12	その他の建設業	40代	製鋼工場内のベルトコンベア架台（トラス構造）の補修工事において、被災者は高所作業車（最大能力22m）のバケットに搭乗し、バケット操作を行いながら架台フレームの塗装作業を行っていた。同僚が地上で片付け作業を行っていたが、被災者の作業位置から「ガシャン」と音がしたため確認したところ、被災者がバケットの手すりや架台フレームの間に胸部を挟まれていた。
13	土木工事業	50代	被災者は、ローラー（締固め用機械）を前進で運転中、運転ミス等により深さ約3.5m（法長369cm）の調整池にローラーごと墜落し、運転席から投げ出され死亡した。調整池には水がほとんど溜まっていなかった。

労働保険年度更新・電子申請のご案内

令和4年度  
労働保険の年度更新  
(労災保険・雇用保険)  
6/1(水)～7/11(月)

●年度更新申告書は5月末頃に送付する予定です。●口座振替による納付が便利です。  
●電子申請は時間帯を問わず、いつでも申請が可能です。是非ご利用ください。

厚生労働省年度更新お知らせページ [年度更新](#) お知らせ [検索](#)

厚生労働省 [厚生労働省ホームページ](#)  
厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署・公共職業安定所  
(一社)全国労働保険関係者連絡協議会・全国社会保険労務士会連合会 <https://www.mhlw.go.jp>

安心して働きたい!

総務の仕事に、鉄腕あらわる。

総務の業務改善に、10万馬力の右腕を。

労働保険は電子申請

労働保険

労働保険は働く皆さんを守ります

<https://www.mhlw.go.jp>